

建築確認取り消し訴訟、初公判の日程決まる

2012年8月6日に周辺住民234名(弁護士19名)により提訴された、幸福の科学学園関西校に対する「建築確認取消」を求める訴訟の初公判日時が決定しました。

第一回公判10月11日(木) 10:30~11:00 大津地方裁判所 にて
9時55分には大津地裁前にお集まりください

なお傍聴希望人数によっては、傍聴券は抽選となることがあります。その場合には時間が早まることもありますので、時間に余裕をもってお越しください。

記者会見 同日11:30より 滋賀ビル9F (大津市梅林1-3) にて

***大津地裁及び滋賀ビルは、JR大津駅北側 琵琶湖方面へ徒歩1~3分**

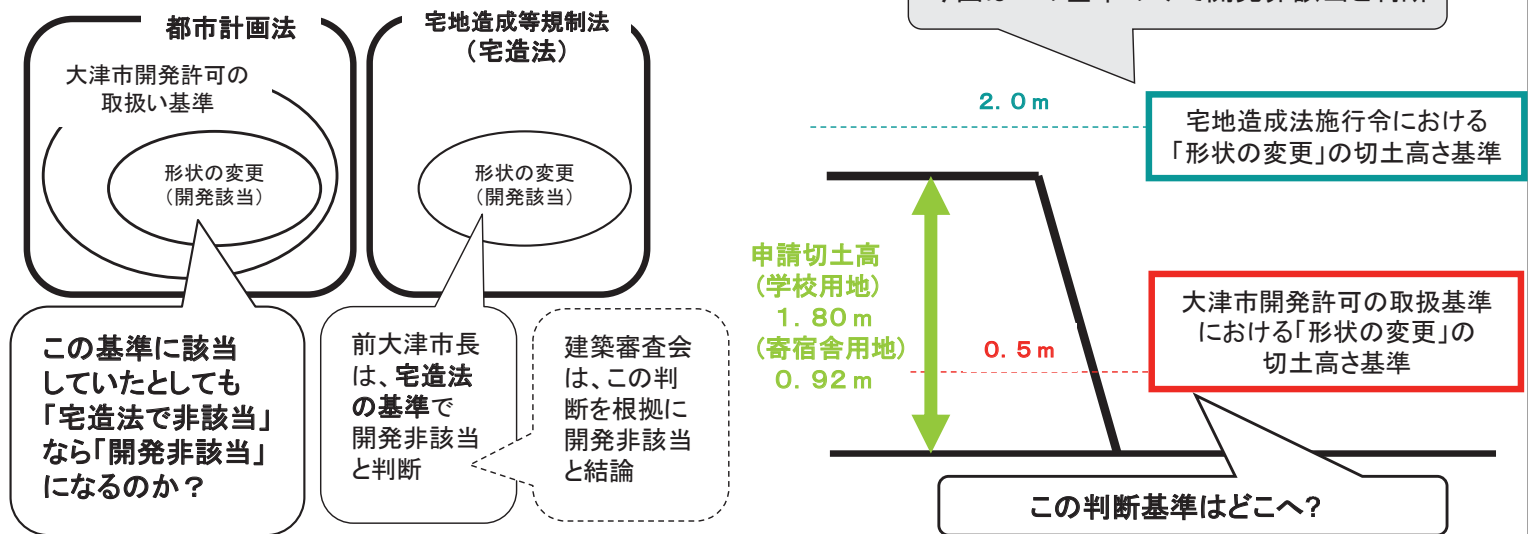
本訴訟は、8200名を超える住民の皆様の委任状をもとに行われた、建築審査請求を引き継ぐ形で審理されます。多くの住民のみなさまに傍聴にご参加いただき、経緯を見守っていただきたいと思います。当日の詳細な予定、その後の公判日程等に付きましては、引き続き、まち連ホームページ(<http://ooginosato.org/>)等で連絡させていただきます。

<解説:裁判での争点について>

今回の裁判では、学園の建築着手に際して提出された「建築申請」の内容についての違法性を争います。当建設計画は「宅地造成等規制法」(宅造法)という基準を適用した都市計画法施工規則第60条の証明書が認められ、大津市により「開発非該当」と認定されています。先日の建築審査会の裁決においても、この判断が妥当とされました。

しかしながら、今回の訴状によると、「宅造法」とは別に、「都市計画法」を前提に大津市が土地開発工事に対する規則を定めた「大津市開発の手引き」があり、その中で定められた「形の変更」の基準を超える盛土・切土を伴う改変工事が行われている、と指摘しています。より厳しく設定された大津市の基準を無視する形で開発非該当が認められているとするなら、これは、本当に適正な判断だといえるのでしょうか。

「土地の形状の変更」に関する 大津市の法律・政令の枠組み



今回の提訴で、開発非該当性判断に対する誤りが認められれば、この判断を前提とする建築確認は取り消しとなります。その場合、学園側の開校予定とは関係なく、工事も手続きからやり直しとなります。開発申請という手続きから再スタートするならば、地質調査を伴う安全確認が義務付けられることにもなります。

これにより、昨年来、仰木の里住民が懸念を表明し続け、一方で学園・清水建設から回答を拒まれ続けてきた学園用地(大規模谷埋め盛土から成る傾斜地)に対する安全性についても、データに基づいた結論が得られることとなります。裁判での判断に注目が集まります。

まち連だより



9月号

続く！宗教法人「幸福の科学」に関する報道

このところ、宗教法人「幸福の科学」に対しての、週刊誌による報道が続いています。この1年半ほどで把握できている記事を下にまとめてみました。

週刊新潮	2011年2月24日号	『巨大教団激震！「大川きょう子」総裁夫人が告解する「幸福の科学」の正体』
週刊新潮	2011年9月01日号	『「朝日新聞の悪魔」を呼び出した幸福の科学「大川隆法」総裁』
週刊新潮	2012年7月12日号	『お手軽「霊媒」で本を量産！幸福の科学「大川隆法」総裁の不幸なるエセ科学』
週刊文春	2012年7月19日号	『幸福の科学 大川隆法 性の儀式 一番弟子が懺悔告発！』
週刊新潮	2012年8月02日号	『BBCもカルトと報じた 幸福の科学「大川隆法」アフリカ説法』
週刊文春	2012年8月30日号	『「雅子さま」守護霊を呼んだ 幸福の科学総裁「大川隆法」』

幸福の科学が関わる訴訟も続々と・・・

今年7月の週刊文春の記事に対して、幸福の科学は7月末「事実無根の見出し・記事で名誉が傷つけられた」として週刊文春を発行する「文藝春秋」と告発者である元信者T氏に対し、3億円の名誉毀損訴訟を東京地方裁判所に提訴しました。個人に対して3億円もの賠償を求めるのは異例のことです。

逆に、幸福の科学が提訴されているものもあります。4月に信者4名により教団への布施(植福)約六千万円の返還を求める訴訟が起こされています。

そして今月11日には、団体トップである大川隆法氏(と幸福の科学出版社)が前述のT氏により名誉毀損で訴えられました。提訴の理由は「大川氏が、すでに教団を除名されている元信者T氏の“霊言”をまとめた本を出版し、T氏の社会的信用と名誉を傷つけたため」とされています。

まち連から私学審議会へ、要請文書を送付。慎重な判断を期待します。

まち連としては、学校設置審査を行う滋賀県総務課および私学審議会の各委員に対して、総務課課員了解のもと、文書を送付しました。主な内容は以下の通りです。

- 「地盤の安全性の立証ができるまでは学校認可はしないで欲しい」
--- 私たちが危惧する建設地の地盤の安全性
 - ・ 建設地が国のガイドラインである「大規模盛土変動予測調査」が必要とされていることについて
 - ・ グラウンド建設工事について
 - ・ 一次防災管（地下排水防災管）について
- 「昨年、私学審議会が付帯意見として学園に通告した“地域連携”が、整わないままであり、この状態での学校認可はしないで欲しい」
 - ・ (工事)説明会や苦情対応で繰り返される、不誠実な対応について
 - ・ まち連から要請した説明会が何度も拒否されていることについて
 - ・ 不安を与えるポスティングについて

のぼり設置のご案内

7月上旬からのぼりの交換・新規設置のお願いしてきましたところ、沢山のご希望を頂きまして9月中旬で800本に届く勢いです。ありがとうございます。行政や学園に対する、住民の強い意志を示してくれるデザインが選ばれています。設置を希望される方は、まち連又はお住まいの自治会の専門委員までお尋ねください。

A B



のぼり見本

北大津まちづくりネットワークからのお知らせ

<http://kitootsu-net.sakura.ne.jp> 「北まちネット」で検索!

まち連の前身組織、北大津まちづくりネットワークでは、建築確認の取り消し訴訟に関連して、訴状の内容等を解説する記事をホームページに掲載しています。また、訴訟に先立って行われた大津市建築審査会での審査についても、情報公開制度を利用して入手した議事録を分析し、具体的な発言を引用した解説記事を掲載しています。仰木の里住民が求めた学園用地の地盤安全性に対する訴えがどのような議論の結果、棄却に至ったのか、その経緯が明らかになっています。ぜひご一読ください。

(掲載内容)①建築確認取り消し訴訟②訴状の論点解説、建築審査会の議事録分析